

2022年4月16日
公正な税制を求める市民連絡学習会

金融所得課税と 税負担を考える

吉弘 憲介

桃山学院大学 経済学部

目次

1. 資産性所得に対する税をめぐる議論
2. 日本における租税負担と資産性所得への課税
3. 資産性所得への課税と株価について

資産性所得に対する税 をめぐる議論

古典的租税論 最適課税論 格差に対抗するための資産
性所得課税

金融所得課税をめぐる言説

国内的文脈

- 2021年自民党総裁選で岸田候補から金融資産所得への課税強化が提示される
- 経済界からの反発からトーンダウン
- 現在、政府税制調査会に議論が預けられている

国際的文脈

- バイデン政権は2022年度予算教書で富裕層への20%最低税率の構想を発表
- ピケティやサエズ、ズックマンといった国際的な所得格差を問題視する経済学者たちが相次いで金融資産や金融資産性所得への課税強化を議論

税における2つの（古典的な） 公平性概念

租税論では税は「公平・中立・簡素」であることが「民主主義社会」において税を運用する上で」重要であると規定している

公平性はさらに2つの概念に分解可能

1. 「水平的公平性（Horizontal Equity）」
2. 「垂直的公平性（Vertical Equity）」

水平的公平性

問題：この3人への公平な課税の仕方として、どのような方法が考えられるか？



Aさん 所得
1,000万円

納税額
30万円



Bさん 所得
500万円



比例
税率
3%

納税額
15万円



Cさん 所得
300万円

納税額
9万円

全員に「同一水準」
の「**水平的**」な税率
を行っている

垂直的公平性

問題：この3人への公平な課税の仕方として、どのような方法が考えられるか？



Aさん 所得
1,000万円

納税額
40万円



Bさん 所得
500万円



累進
税率

納税額
11万円



Cさん 所得
300万円

納税額
3万円

所得の多寡に応じて
税率が「**垂直的**」に
変化する

税の取り方の問題ではない という議論

消費税は消費に対して水平的な公平性を満たしているが、負担構造をみると逆進的であるとされる

一方、負担面で逆進的でも給付面で再分配がなされれば問題ないとする考え方が、北欧型福祉国家の事例などから2000年代に主張されてきた（例えば、[サエズ&ズックマン（2020 第9章）](#)、[井手（2018）](#)などを参照）

しかし、あまりにも巨大な格差においては、**垂直的公平性を担保するような課税こそ重要であるとの主張が近年増加している**（[サエズ&ズックマン（2020 第9章）](#)、[Amaglobeli & Thevenot\(2022\)](#)、[Cobham\(2022\)](#)、[Lind\(2020\)](#)）

包括的所得税のアイデア

垂直的な公平性を満たすために、どのような課税ベース（税がかかる対象）を適切に計算するかが重要

包括的所得税は、専門的には「二時点間の全ての所得の増分」を課税ベースにする考え

「純粋な経済力の評価」として「包括的所得 (Comprehensive Income)」を用いるべきとする思想といえる

包括的所得税の困難

現代社会の中で包括的所得を計算することは困難がつきまとう

株主所得の帰属は「所有と経営」が分離されている社会では現実には難しい

株式の未実現キャピタルゲイン（非売却状態の株式の市場価値の増加分）の算定も膨大な税務調査費用が必要になる

持ち家の帰属家賃（持ち家を持っている事に対して、これを市場で貸し出した場合の所得が「仮想的に」得られていると考える方法）の算定やはり徴税費用を増加させる

その他、種々の帰属収入（フリンジベネフィット）も個人の包括的所得を「正確」に算定することを妨げる

困難の克服のための制度的補完

法人段階での前取りという意味では、法人税も包括的な（個人）所得税の補完的な制度といえる

それ以外にも、複数の所得源泉を分離的に計算し、損益通算等を重ねる制度設計も、包括的所得税を成立させるための努力といえる

それは「いかなる1円の所得に対しても、基本的に等しい取り扱いをする」という哲学である

古典的租税論に対する「経済学的」租税論の登場

民主主義社会における「正当性」から生じた租税論に対して、
（新古典派）経済学のサイドから登場する租税哲学が
「最適課税論（Optimal taxation theory）」である

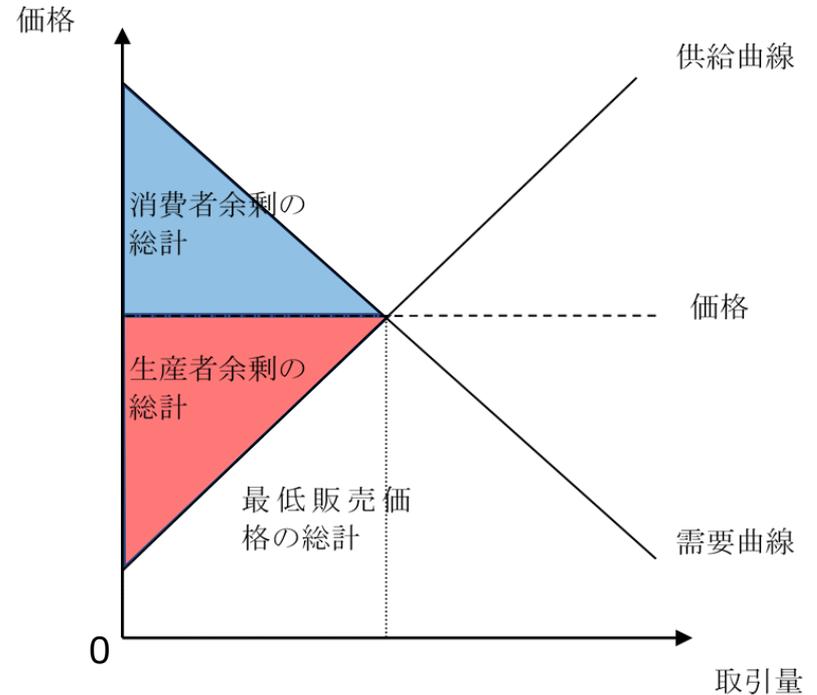
その哲学は、課税が与える「経済活動（特に生産活動）」の
阻害を最小化するための制度設計を目指すというものである

具体的には、課税により生じる「死荷重（dead weight loss）」をどのように減らすかが重要となる

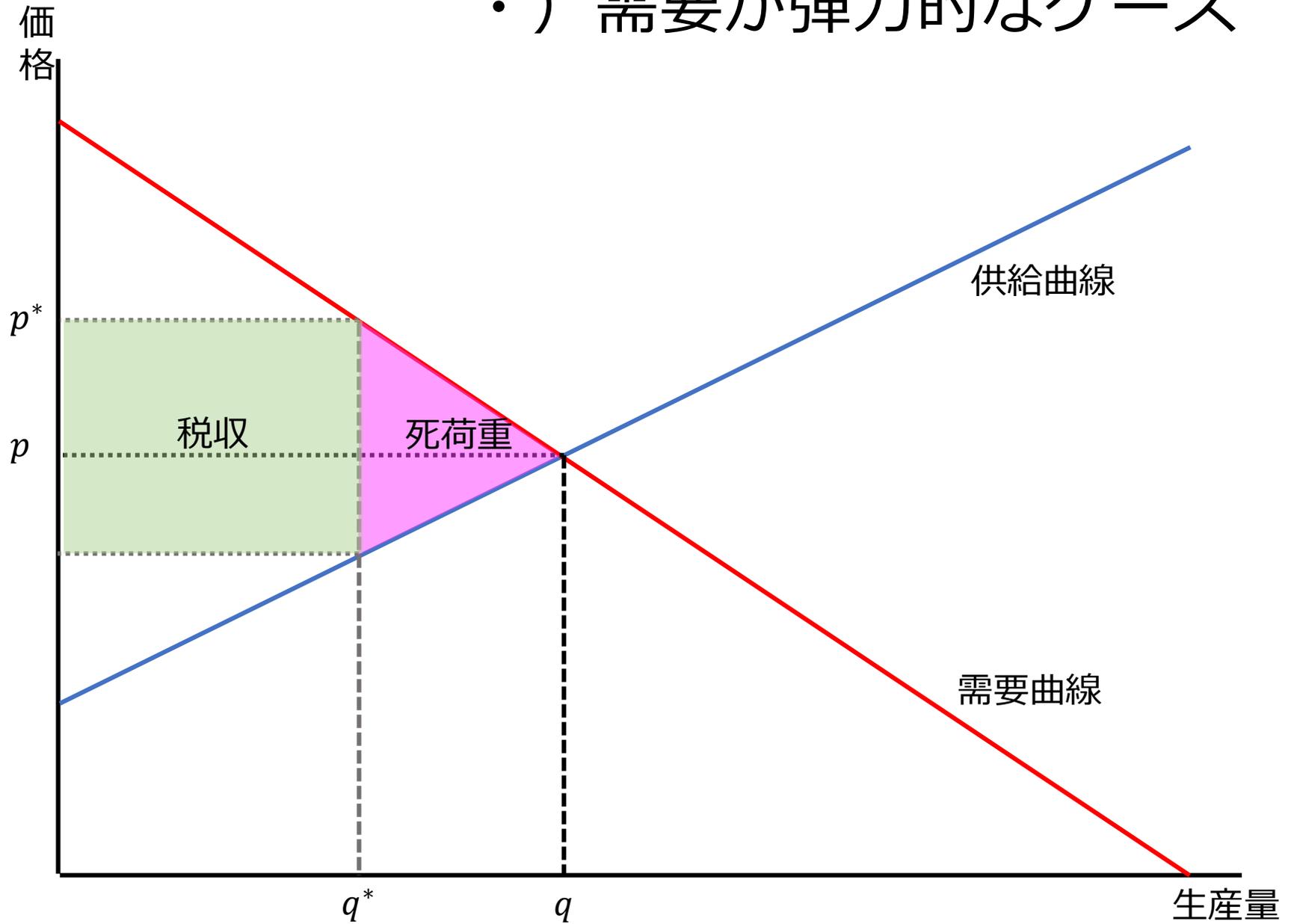
教科書的な市場均衡

教科書的な経済学では市場均衡（生産者、消費者がそれぞれ合理的な取引を行った結果）の点で取引による相互の利益と効用が最大となるしている

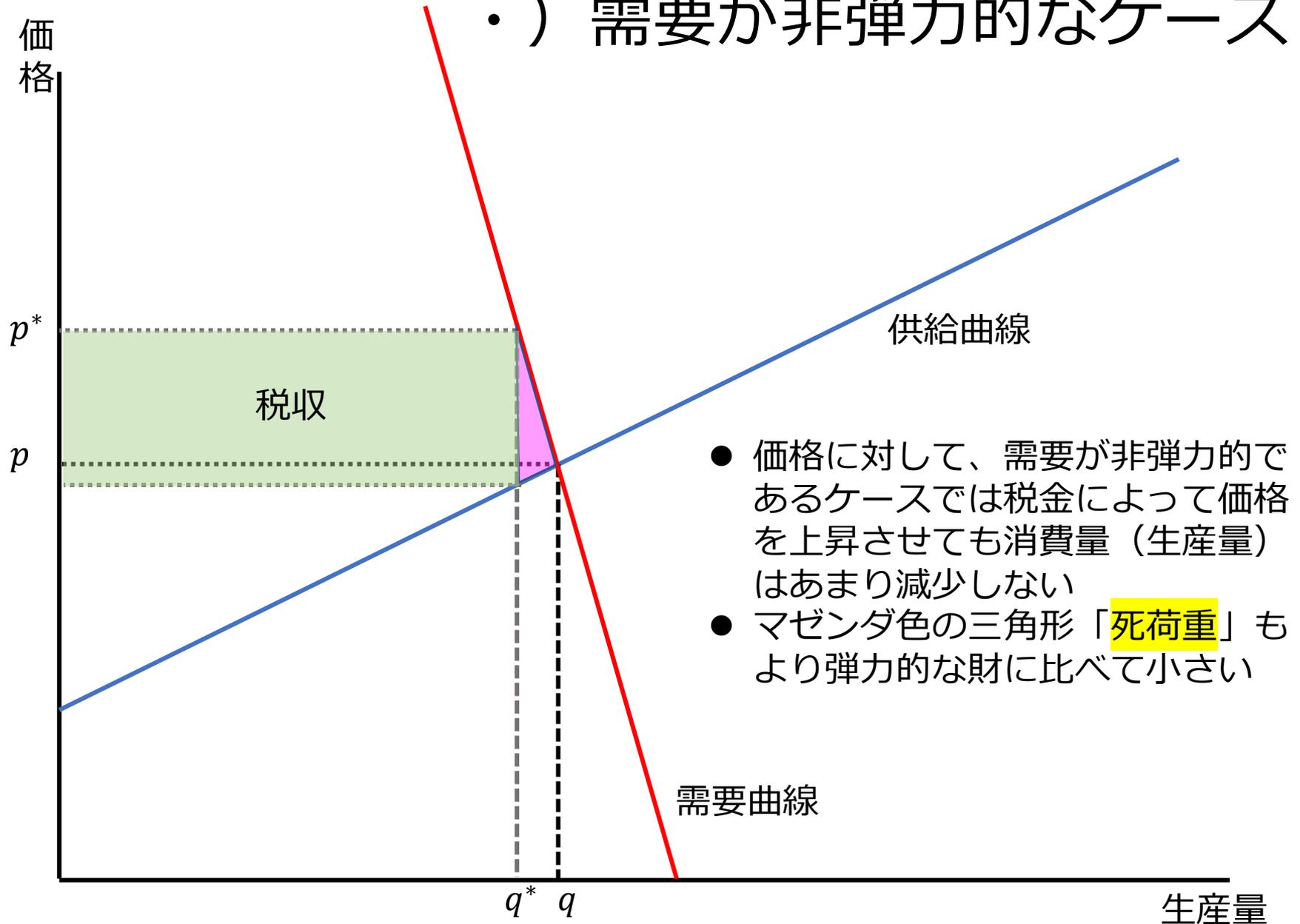
←それを妨げない方がよい、という演繹的な結論



・) 需要が弾力的なケース



・) 需要が非弾力的なケース



税率

・) ラムゼイルール

税による死荷重をできるだけ減じるため
消費財や生産の弾力性に対して、税率を
反比例させる考えかた

生産力主義的には正しいが、生活必需品
や移動性の低い労働所得に高税率をかける
ことを肯定する思想となる

消費財や生産の弾力性

最適課税論に基づく税の設計

資本所得は労働所得よりも税率に対して高い反応を示すとされる

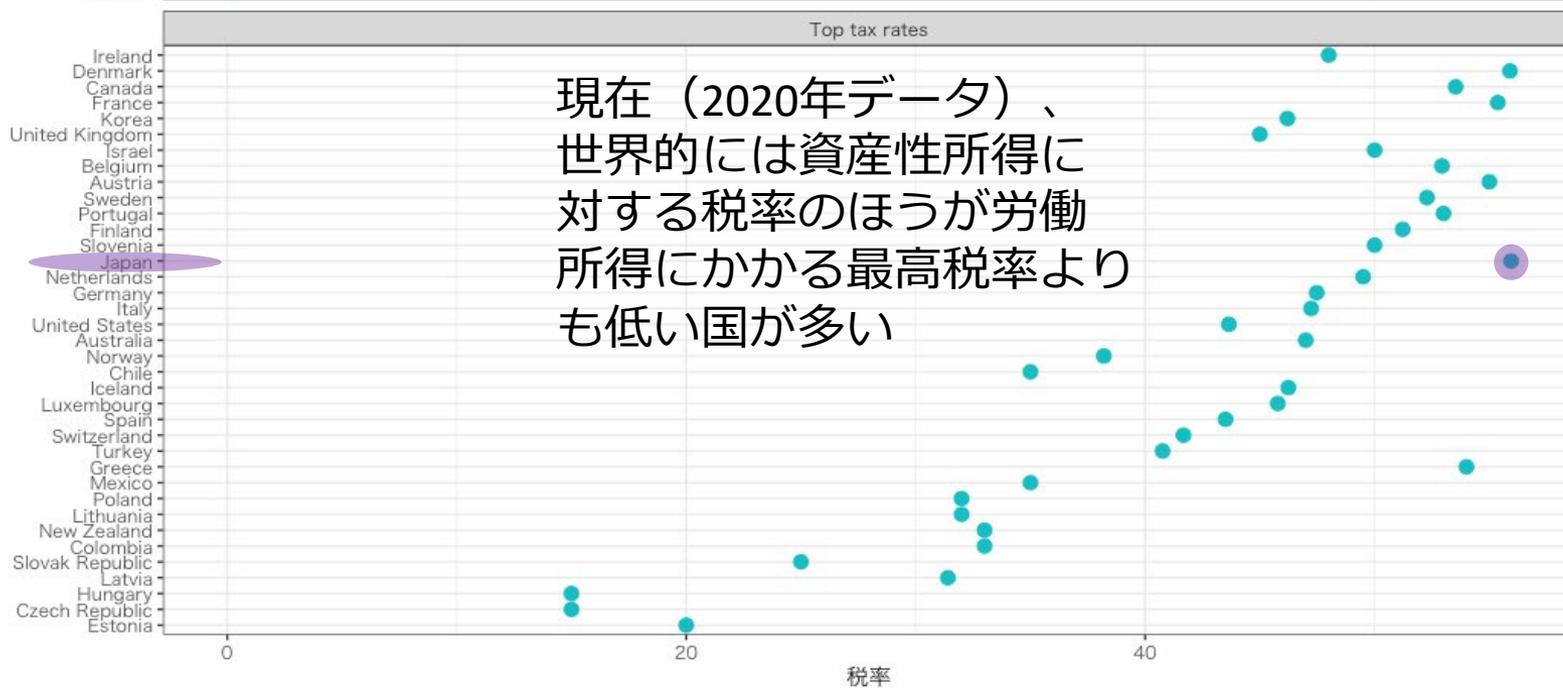
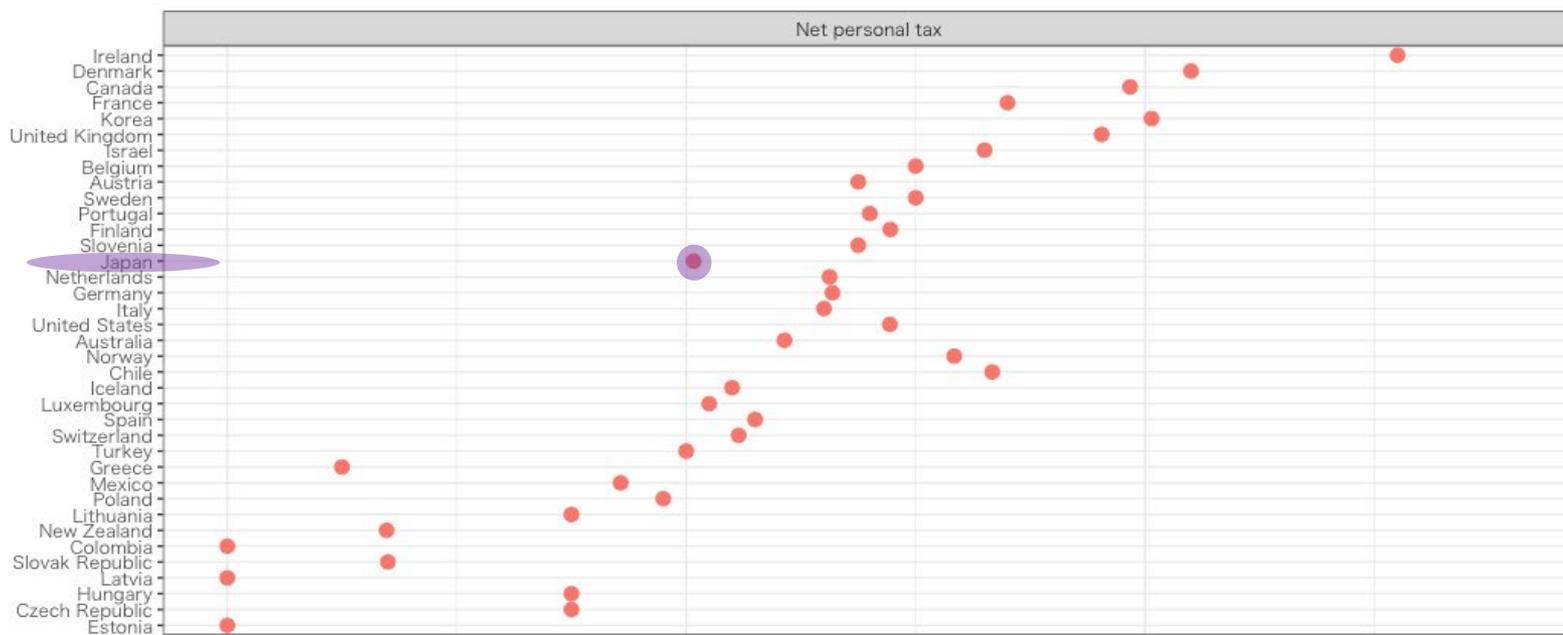
([林 2022a p.156](#))

資本蓄積に影響を与えるため、長期的な生産

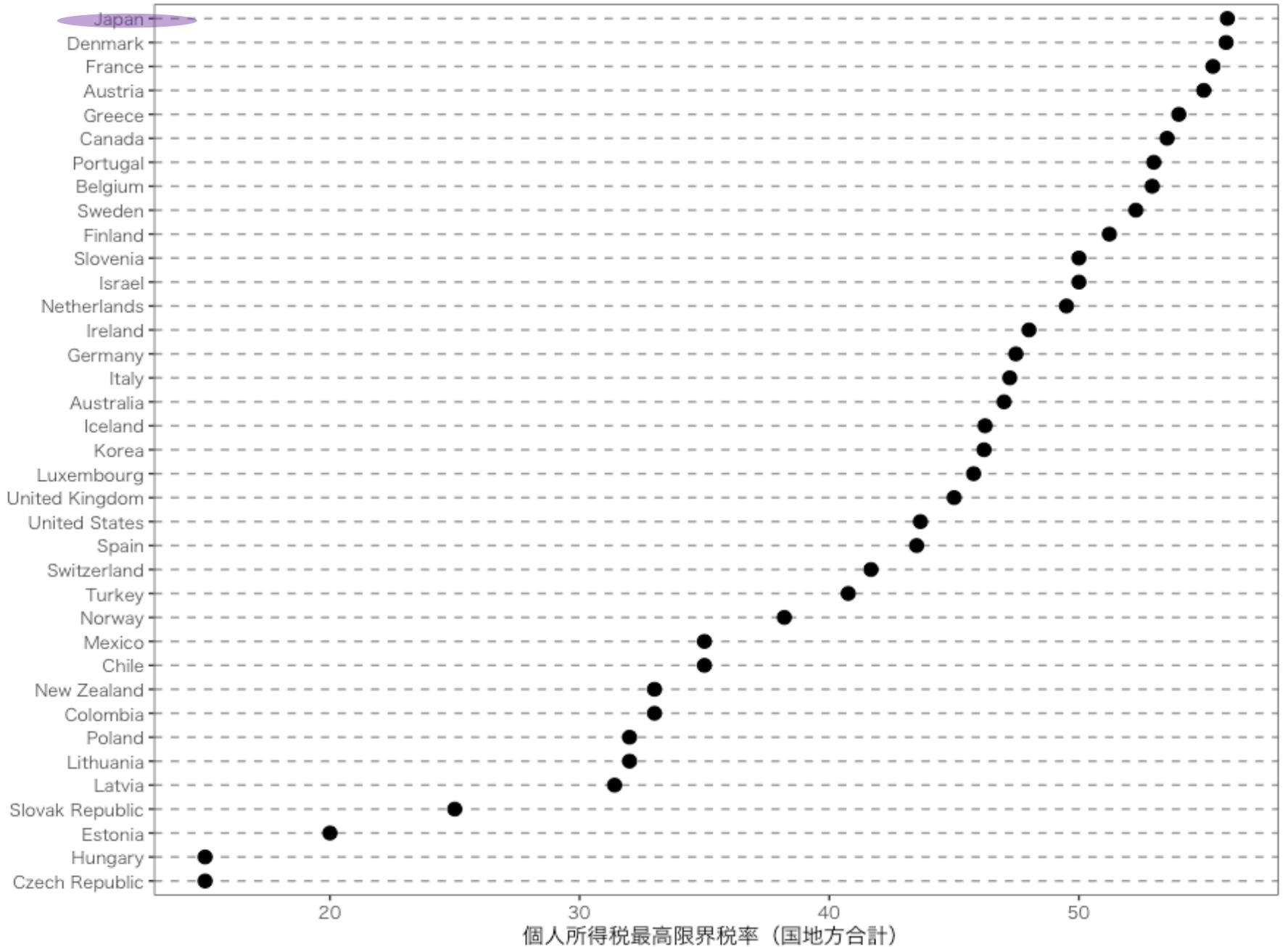
([経済のサプライサイド](#)) に影響を与えるため、高税率をかけるべきではないという考え方が経済学（最適課税論）から主張される

[北欧諸国で導入](#)され、現在多くの国で採用される[二元的所得税](#)

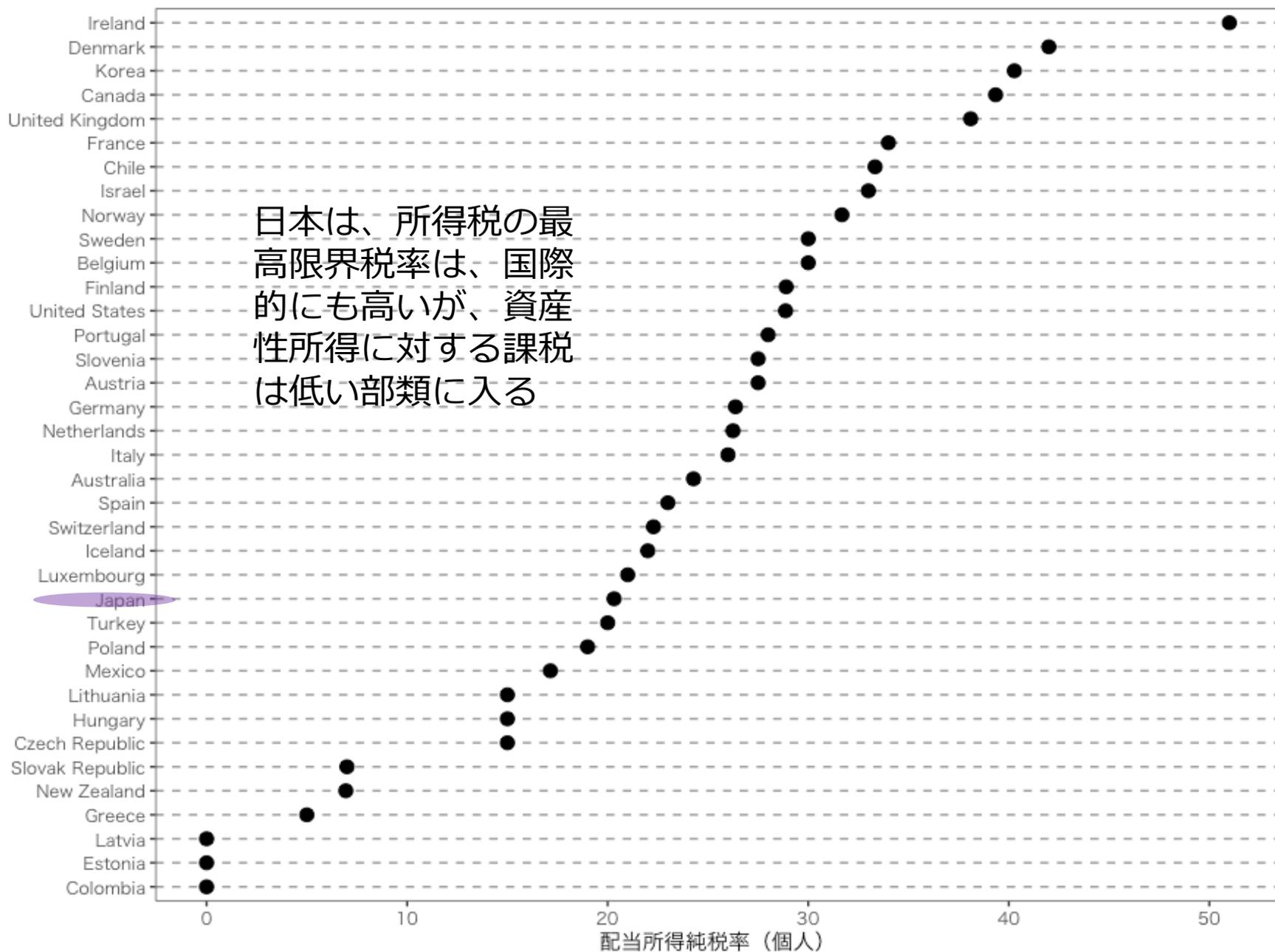
（労働所得に対して資産性所得の税率を低くし、資産性所得への税率を法人税と一致させる）は最適課税論の思想に基づく制度設計といえる



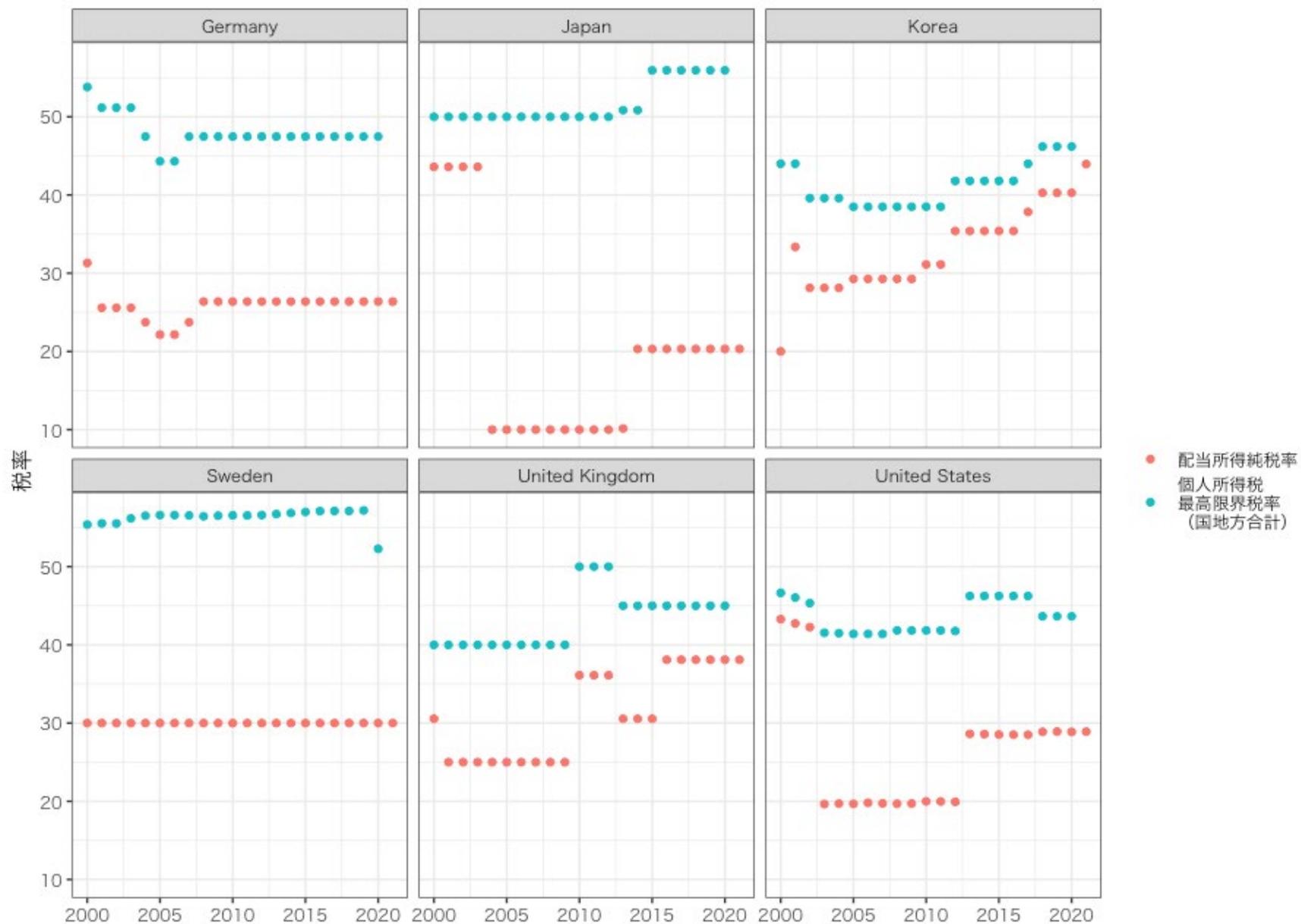
2020年OECD 所得税最高限界税率ランキング



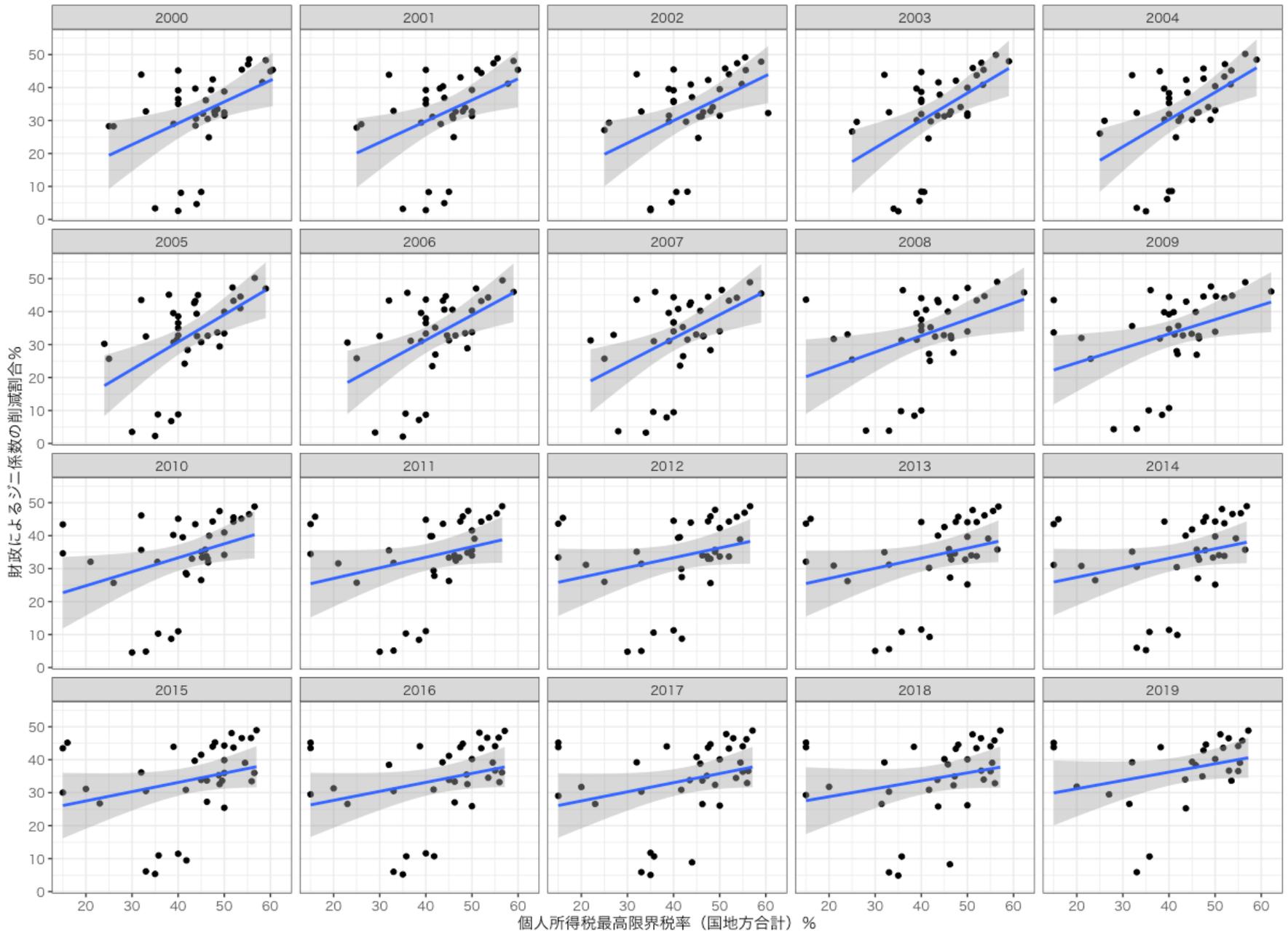
2020年OECD 配当所得純税率（個人）ランキング



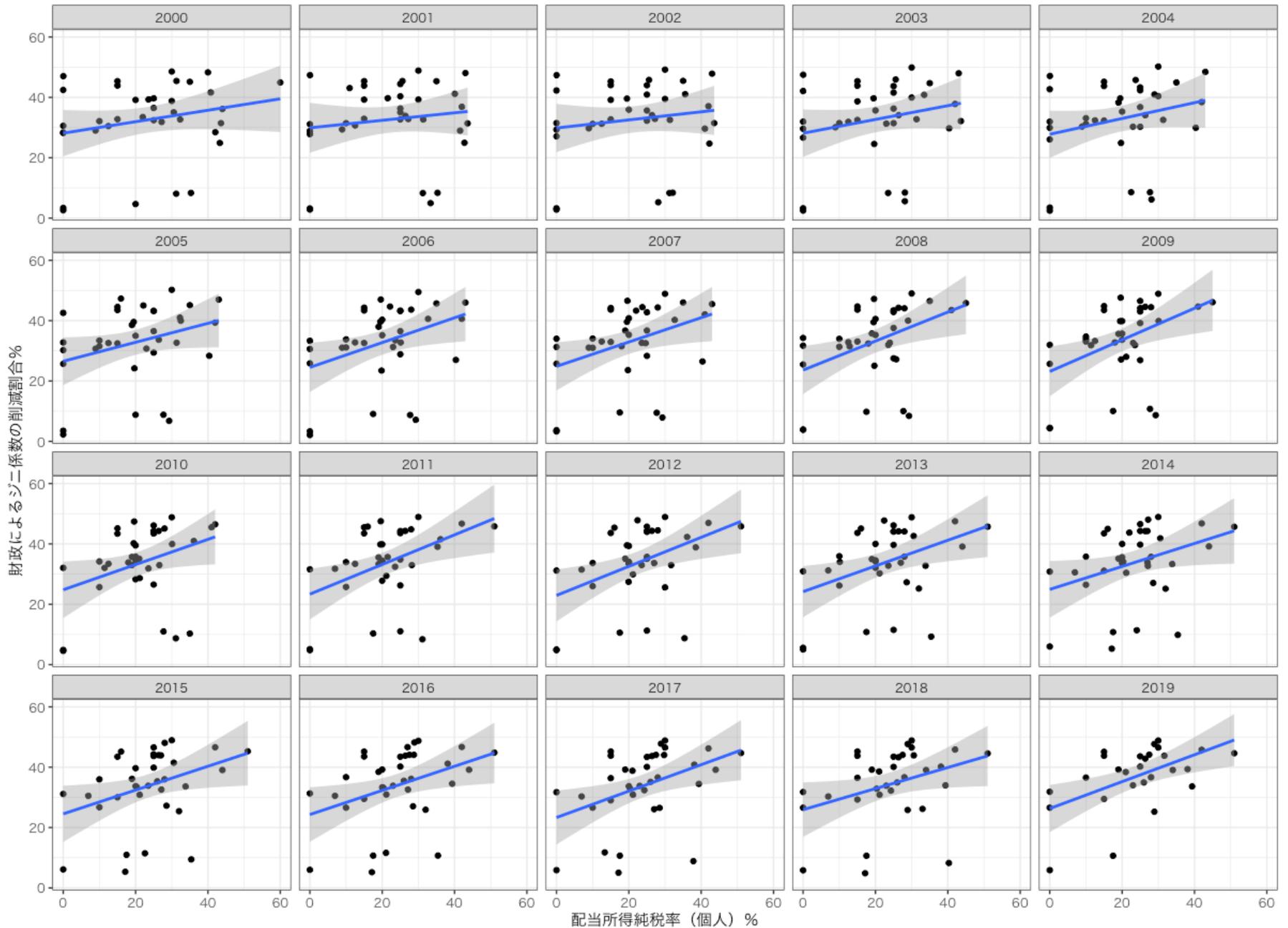
労働所得vs資産性所得



所得税の最高限界税率と財政の再分配効果の関係



配当所得税率と財政の再分配効果の関係



小括

包括的所得税を前提にすれば、公平な課税を行うためには同じ1円には同じ負担を、という哲学が必要である

最適課税論の隆盛でこうした概念は後退したかに見えた

一方、ピケティ（2018）らの業績以降、金融資産が富の偏在を強化しているという議論がなされている

ジニ係数の改善効果と税率との関係を見ると、格差の縮小幅は資産性所得への税率と正の相関を示すようになってきている

富の集中に対する対抗措置として、資産性所得に対する課税の強化という論点が生まれてきている

これは、従来の古典的な租税論における課税上の公平性という論点とも最適課税論の効率性の議論とも異なる論点である

階級闘争の道具立てとしての租税、という論点がせり出している？

日本における租税負担 と資産性所得への課税

所得階層別実効税率 1億円の境目 資産性所得への軽
減税率

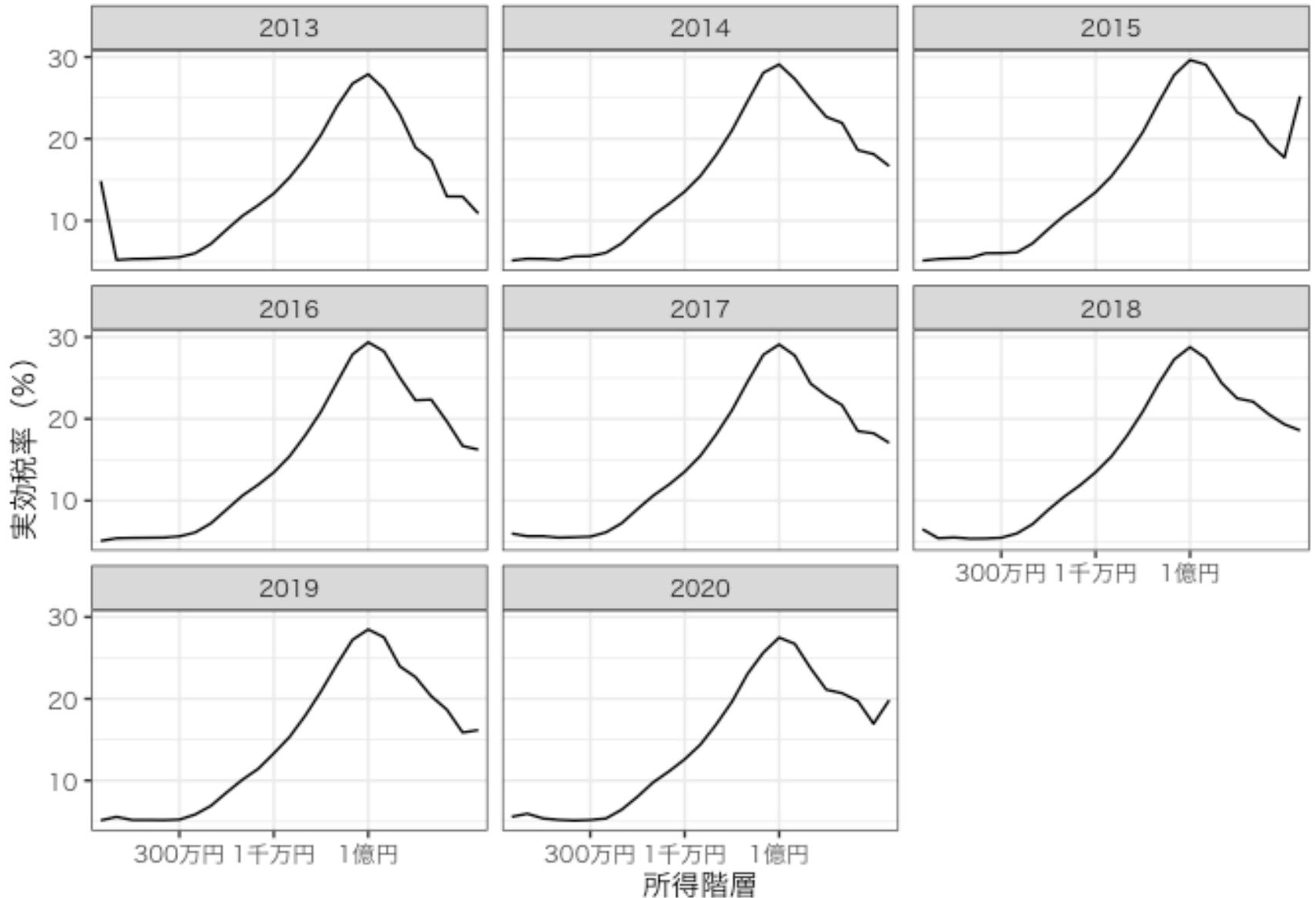
日本の所得階層別実効税率

日本の所得税は累進税率をとっているため、理
屈上は、所得が上昇するにつれて実効税率
(所得に対する税金の割合) は上昇する

現実には、所得1億円までは実効税率は上昇

所得1億円を超えると実効税率は低下

申告所得_合計所得実効税率



出所) 国税庁『[申告所得税標本調査結果 各年版 第1表総括表](#)』より、筆者作成。

所得種類別でみる実効税率

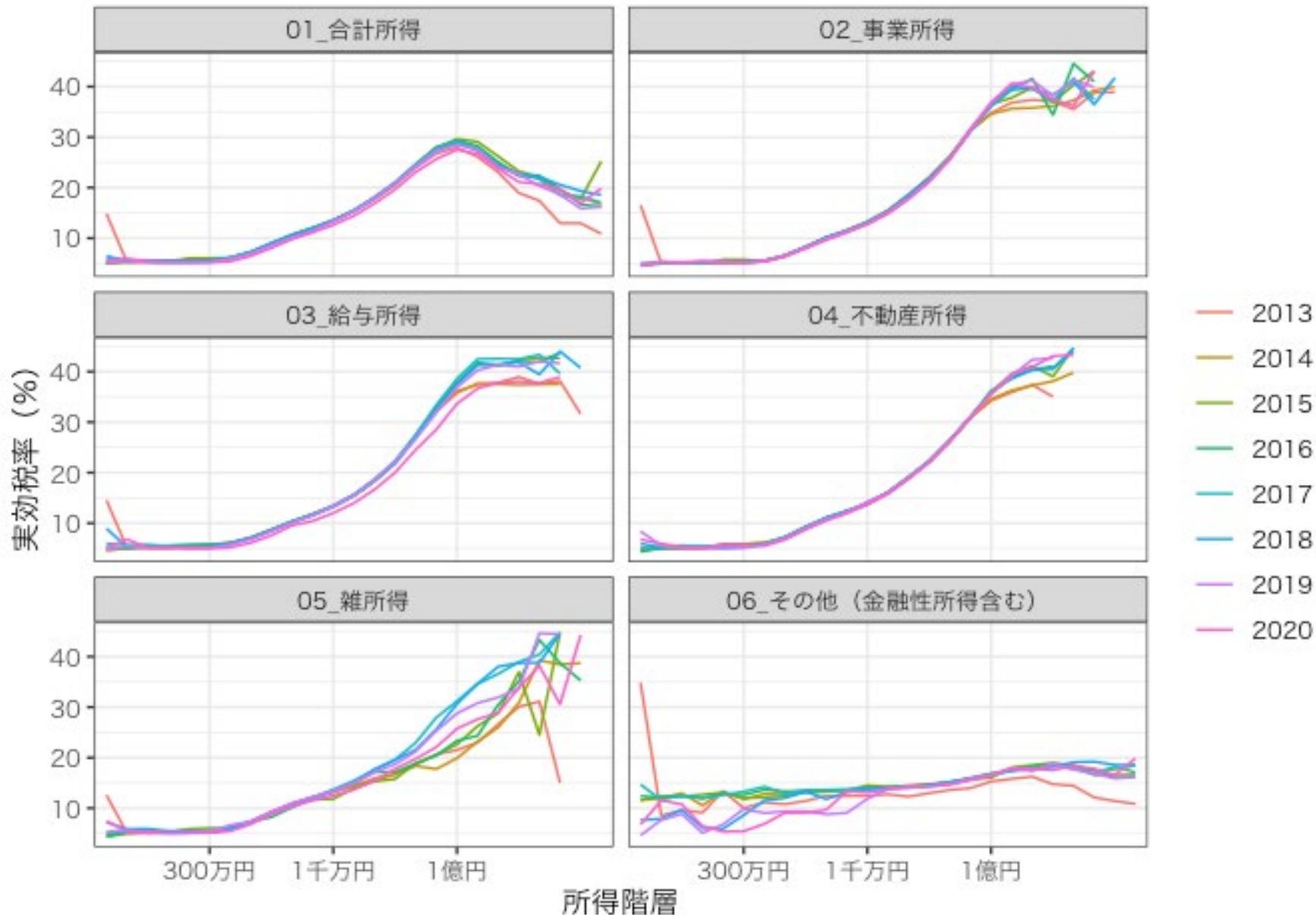
給与所得、事業所得、不動産所得などは累進所得税の影響から所得階層の増加に従って平均税率が上昇している

その他（金融性所得含む）では、利子配当所得や株式譲渡益に認められる分離一律課税の影響から、いずれの所得階層で見ても平均税率は概ね20%程度となっている

合計所得が50億円を超えるような所得階層の納税者は、給与や事業収入ではなく「その他（金融性所得含む）」による所得で所得の全体が構成されていることに起因する

金融資産性所得は比例・分離で課税されるため、他の所得と比較しても各所得階層での 実効税率の変化が小さい

この結果、超富裕層は現実的には累進所得税の範囲でなく金融資産に対して課税される分離課税の比例税率が課されることになり、実効税率の水準が大きく下がる結果となる



出所) 国税庁『[申告所得税標本調査結果 各年版 第1表総括表](#)』より、筆者作成。

税率と実現タイミング？

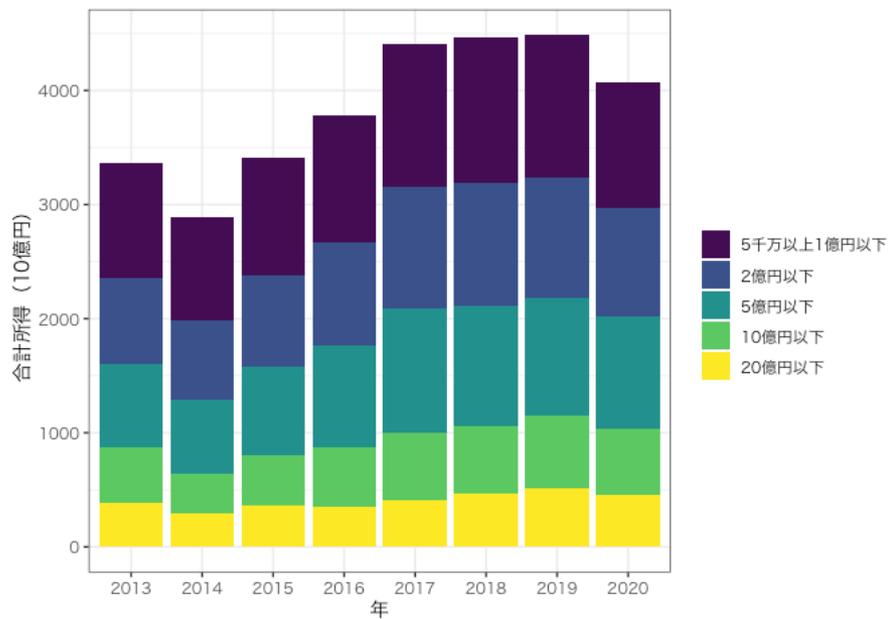
2013年から2014年の期間で資産性所得に対する分離課税の税率への特例措置が失効し、15%から20%に増加している

この間を観察すると、金融性所得5000万以上50億未満、50億以上の2つの所得階層でその他所得の減少がみられる

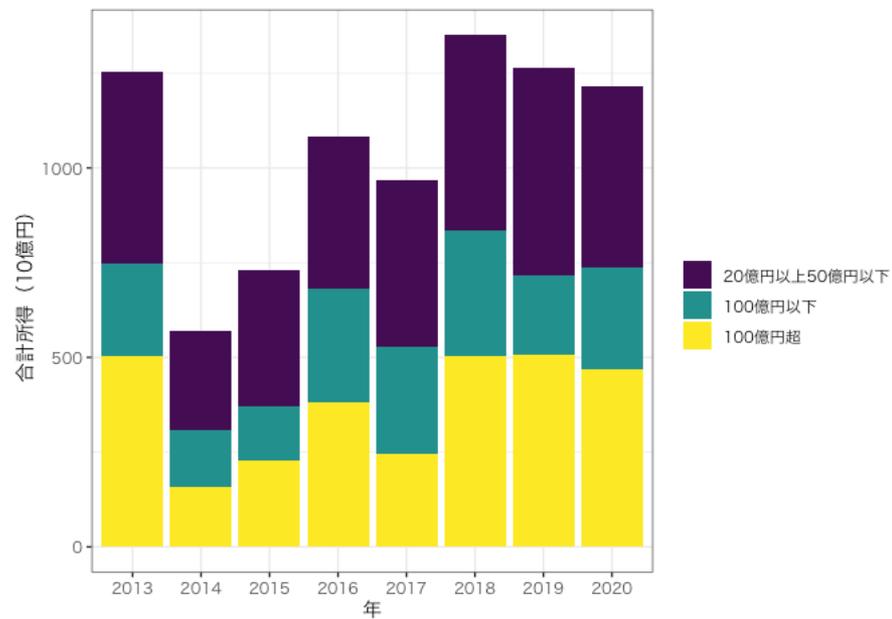
特に、50億円以上の超富裕層における資産性所得の減少は著しいが、これは税率の引き上げ前の駆け込み的な譲渡所得利益の確定行動などが考えられるため、この点だけを持って税率の引き上げによって資産性所得の弾力的な反応が生じたかはよりミクロな実証研究が必要である

むしろ、この点は資産性所得や譲渡所得が予見可能な制度変更などがある場合に、実現時を所有者都合で実施できる点、つまり所得獲得の融通性を表しているかと理解するべきかもしれない

その他（金融性所得含む）の5千万円以上20億円以下



その他（金融性所得含む）の20億円以上



小括

日本でも高額所得者の実効税率は下がる傾向

2020年において労働所得税と同等の実効税率を資産性所得に適用とするとすれば、申告所得税の水準で追加1兆2千億円の税収が推計

労働所得と同等の実効税率を適用した場合、年収800万円以下では減税となり、800万以上で増税

負担の累進度合いは改善

比例税率でみても、国際的にみて日本の資産性所得の目税率は低い→所得再分配の観点、富の集中の防止という観点から資産性所得課税強化は日本でも焦点

資産性所得への課税と 株価について

配当所得減税と株価の連動性 経営者持ち株比率と配当
の増加 富の集中

金融への課税は株式に影響を及ぼすか？

日経平均とダウ工業平均株価（アメリカ）の2つの代表的株価指数について、変化を確認

岸田政権後において、日本の株価はたしかにアメリカよりも成績が悪い

ただし、それ以前の2021年7月からアメリカの株式よりも日本の株式の低下が目立つ

税制のアナウンスメントだけで、継続した変化を説明することは現実的ではない

総合株価指数インデックス (2019年1月4日=100)



出所) 日本経済新聞社『[ダウンロードセンター 日経平均プロフィール](#)』及び
NASDAQ [INDU Historical Data](#)、より筆者作成。

税制の変更は株価にどのような影響を与えるのか？

2003年にアメリカで配当所得への税率が引き下げられた際に行われた実証研究では、株価に顕著な影響は見られなかったとされる ([Amromin, Harison and Sharpe \(2005\)](#))

同期間に増配を行った企業は、経営者の持ち株比率の高い企業で顕著であり、いわゆる投資家が資源配分を最適化できるというアイディアにも疑念が生じる ([Chetty and Saez \(2005\)](#))

そもそも、各国の資産性所得に対する税率が企業や国家の成長力に影響を与えるのなら国際的に低い税率となっている日本での「低成長」を説明することができない

総括

国際的な資産課税の強化の背景には、古い租税論VS経済学的租税論の対立でなく、「資産の集中」という新しい社会問題への対応という側面が存在

日本における実効税率の格差にも、資産性所得の影響を読み取ることが可能→国際的に同様の課題を抱える

過去の実証研究及び最近の株価の流れからも、税制による株価への影響は極めて短期的・限定的、一方、税制の引き下げは資産の集中性を高める→資産性所得課税の引き上げをアジェンダにする根拠